

堺市自治連合協議会 4月定例会

1. 依頼案件

- (1) ①令和4年度 共同募金運動並びに歳末たすけあい運動ご協力へのお礼について
②令和5年度 住民賛助会員募集チラシの回覧および配布協力について
【②のみ広報さかい4月号掲載】

(堺市社会福祉協議会)

①令和4年度 共同募金運動並びに歳末たすけあい運動ご協力へのお礼について
昨年10月より実施いたしました、「赤い羽根」共同募金運動、及び12月より実施いたしました歳末たすけあい運動におきましては、公私ご多忙の折りにもかかわらず多大なご協力を賜り、誠にありがとうございました。ここに謹んでお礼申し上げますと共に、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、「堺地区募金会だより」を配付させていただいておりますので、ご査収くださいますようお願い申し上げます。

②令和5年度 住民賛助会員募集チラシの回覧および配布協力について

堺市社会福祉協議会では、地域福祉の推進を目的に、住民賛助会員の募集に取り組んでおります。令和4年度募集の際には、賛助会員への加入やチラシの配布について、皆さまにご協力をいただきましてありがとうございました。

令和5年度も、住民賛助会員の募集に取り組んでまいりますので、ご多忙のところ恐縮ですが、自治会加入世帯への住民賛助会員募集チラシの回覧および配布について、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 依頼内容

堺市社会福祉協議会 住民賛助会員募集チラシの自治会加入世帯への回覧および全戸配布

2. 方法

別添の募集チラシを回覧いただき、全戸配布にご協力いただける校区につきましては、各戸一部ずつご配布頂きますよう、お取り計らい願います。

3. 時期

4月～7月

4. 各校区自治連合会への送付について

各校区へは4月中に資料をお届けの予定です。事前に社協区事務所よりご連絡させていただきます。(地域のご事情により他の月をご希望の場合などは、本会へご連絡くださいますようお願いいたします。)

【送付内容】① 単位自治会長・各種団体長あて文書(町会数)

② 地域住民あて文書(組数)

③ 住民賛助会員募集チラシ(回覧又は全戸配布数)

※ 住民賛助会員は、強制的にご加入いただくものではなく、社協活動にご賛同いただいた方に任意で加入していただくものです。

※ 令和4年1月17日から、ゆうちょ銀行では、現金支払時の加算料金110円が必要となりました。

そのことから、現金振込の場合は、払込取扱票の金額欄に賛助会費の金額から 110 円を引いた金額を記入のうえ、お振り込みいただいても差し支えありません。

例：住民賛助会費 1 口 500 円の場合は 390 円
住民賛助会費 2 口 1,000 円の場合は 890 円

問合せ・・・Tel232-5420 堺市社会福祉協議会

(2) 自衛官募集ポスターの掲示について【広報さかい 7 月号掲載予定】

(防衛省自衛隊堺出張所)

近年、自衛隊に求められる任務や役割が拡大化・多様化する中で、これまでも増して国と国民を守るという大きな責任を全うできる人材を 1 人でも多く確保することが地域の安全、安心に直結すると考えております。

こうした状況に鑑み、自衛官募集広報用ポスターの自治会掲示板への貼付案件のご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

問合せ・・・Tel232-1026 防衛省自衛隊堺出張所

(3) 令和 5 年度堺市自治連合協議会校区代表者人権問題講座の開催について

(ダイバーシティ推進部)

令和 5 年度堺市自治連合協議会校区代表者人権問題講座を下記のとおり開催いたします。御多用のところ誠に恐縮ではございますが、ぜひ御参加いただきますようお願い申し上げます。

1. 趣旨・目的 各小学校区等において、様々な活動の中心を担われている校区代表者のみなさまに、様々な人権問題に触れていただき、地域から人権尊重の輪を広げていただくことを目的として実施いたします。
2. 日 程 令和 5 年 5 月 2 日(火)
堺市自治連合協議会定例会終了後 約 30 分
3. 場 所 堺市役所 本館 3 階 大会議室
4. 内 容 マイクロアグレッション(ささいな、見えにくい攻撃)について

問合せ・・・Tel228-7420 人権推進課

- (4) ①子どもの見守り活動の協力依頼について【広報さかい7月号・12月号掲載予定】
②子どもの見守り活動の傷害保険及び賠償責任保険について【広報さかい7月号・12月号掲載予定】

(学校教育部)

①子どもの見守り活動の協力依頼について

昨年度も各地域における皆様のご協力により、登下校時を中心とする見守り活動をはじめ、一斉登校指導・一斉下校指導の取組を実施していただき、子どもたちは安心し、安全に登下校を行うことができました。改めて地域の方々のお力添えの心強さを感じています。あわせて、地域における危機管理意識を高め、事故や犯罪の抑止を図ることができ、皆様のご支援とご協力に対し、心より感謝申し上げます。

しかしながら、子どもが被害者となる交通事故、事件や不審者の発生が後を絶たず、子どもの安全確保につきましては、学校・家庭・地域の協働による取組が重要と考えております。

つきましては、令和5年度におきましても、子どもの安全確保のため、見守り活動に引き続きお力添えを賜りますようお願いいたします。また、一斉登校指導・一斉下校指導の取組につきましては、下記のとおり計画しております。

引き続きご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 市立小・中学校一斉登校指導・・・令和5年7月5日（水）
2. 市立小学校一斉下校指導・・・・・・・・令和5年12月22日（金）
（第2学期終業式）

②子どもの見守り活動の傷害保険及び賠償責任保険について

令和5年度につきましても、子どもの見守り活動に携わっていただいている地域の方々を対象として保険加入しますのでお知らせいたします。

1. 名称 「子どもの安全見まもり隊傷害・賠償責任保険」
2. 加入に際しての条件
 - ①PTA会員以外で、子どもの見守り活動に携わっている方
 - ②定期的に見守り活動を行っている方
3. 加入の方法
 - 各小学校で、加入者名簿を作成していますので、直接小学校にお申し出ください。
 - ※加入者名簿の作成については4月中を目途にご協力をお願いします。
 - 住所・氏名・電話番号等に変更がありましたら連絡をお願いします。
4. 保険対象期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日

5. 補償内容

① 傷害保険

保険金額（補償額）	傷害	特定疾病（熱中症）
災害死亡	1,000万円	500万円
後遺障害（最高100%）	1,000万円	500万円
入院日額（180日限度）	5,000円	2,500円
通院日額（90日限度）	2,500円	1,250円

※特定疾病の対象は熱中症のみ

② 賠償責任保険

対人賠償 支払限度額 1事故につき 10,000万円

6. 事故発生時は、名簿登録している小学校へ連絡してください。

問合せ先・・・TEL228-7436 生徒指導課

2. 事業説明案件

(1) 全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた国による全国一斉の情報伝達試験の実施について【広報さかい6月号掲載予定】 (危機管理室)

令和4年度は5月、8月、11月、2月に実施した国による件名の情報伝達試験を、令和5年度も下記のとおり実施することとなりました。

つきましては、防災スピーカーや地域会館、校区自主防災組織代表者宅等に設置している戸別受信機から下記内容の試験放送が流れますので、事前にお知らせします。

なお、各訓練のお知らせは、堺市が各実施月に発行します「広報さかい」にも掲載させていただきます。

1. 放送日時 令和5年6月7日（水）午前11時00分

2. 放送内容 上りチャイム音
「これは、Jアラートのテストです。」×3回
「こちらは、堺市危機管理室です。」
下りチャイム音

3. 備考 上記のほか、以下の日程で試験を予定しています。

- ・令和5年8月23日（水）午前11時00分
- ・令和5年11月15日（水）午前11時00分
- ・令和6年2月9日（金）午前11時00分

問合せ先・・・TEL228-7605 危機管理課

(2) 「堺市バリアフリー基本構想（改定版）」（案）について【広報さかい4月号掲載】
(生活福祉部)

本市では、「堺市バリアフリー基本構想（改定版）」の策定をめざして取組を進めております。

このたび、基本構想（改定版）（案）ができましたので、お知らせいたします。

1. 基本構想改定の背景と目的

本市では、平成13年度から平成15年度にかけて、堺市交通バリアフリー基本構想を策定し、バリアフリー化への取組を積極的に進めてきましたが、平成18年度にバリアフリー法が施行されたことを受け、平成28年3月にバリアフリー法に対応した「堺市バリアフリー基本構想」を策定しました。

この度、整備目標時期が到来していること及びバリアフリー法が改正されたことに加え、堺市交通バリアフリー基本構想における重点整備地区の評価・見直しを行うことで、順次「堺市バリアフリー基本構想」への一本化を図ることを目的として、本基本構想の改定を行うものです。

2. 改定版基本構想の基本事項

(1) 市全域版と地区版（堺駅・堺東駅周辺地区）の策定について

今回の改定に伴い、市全域でバリアフリー化に取り組むべき共通事項を記載した「市全域版」と、重点整備地区ごとに整備項目等を記載した「地区版（堺駅・堺東駅周辺地区）」に分けて策定しています。

(2) 市全域版の概要

- 1 堺市バリアフリー基本構想について
- 2 整備目標期間
- 3 基本構想の位置づけと基本理念
- 4 堺市バリアフリー基本構想の基本的な方針
- 5 これまでに策定したバリアフリー基本構想（重点整備地区）
- 6 バリアフリー化の推進に向けた取組
- 7 更なるバリアフリー化の推進に向けた課題

(3) 堺駅・堺東駅周辺地区の概要

- 1 バリアフリー法に基づく基本構想策定地区の設定
- 2 生活関連施設及び生活関連経路の選定
- 3 整備項目、整備目標時期及び整備主体

3. 今後のスケジュール

令和5年4月から パブリックコメント実施
令和5年6月 「堺市バリアフリー基本構想（改定版）」策定

問合せ・・・TEL 228-0375 地域共生推進課

(3) ①堺市長選挙における投票立会人及び会計年度任用職員（旧短期臨時職員）の推薦について

②堺市長選挙にかかる公営個人演説会の開催に伴う学校施設等の使用について
(堺市選挙管理委員会)

①堺市長選挙における投票立会人及び会計年度任用職員（旧短期臨時職員）の推薦について

堺市長選挙につきましては、令和5年6月4日に執行される予定です。

つきましては、投票事務を公正かつ円滑に執行するため、投票立会人及び投票所会計年度任用職員をご推薦くださいますようお願いいたします。

②堺市長選挙にかかる公営個人演説会の開催に伴う学校施設等の使用について

公職選挙法 第161条第1項では、公職の候補者は、学校、公民館、地方公共団体が管理する公会堂及び市の選挙管理委員会が指定する施設を使用して、個人演説会を開催することができる旨規定しております。

令和5年6月4日執行予定の堺市長選挙におきましても、選挙運動期間中の内5月23日（火）～6月3日（土）の間、学校等の公営施設を使用して公職の候補者が個人演説会を開催することが可能となっております。

公職の候補者は、個人演説会を学校等で開催する場合、各区の選挙管理委員会に申出を行うこととなっており、申出があった学校は、学校の授業、研究等の本来の行事に支障がない限り、使用の許可を行うこととなっております（公職選挙法施行令第116条・第117条）。

学校施設につきましては、学校本来の行事に使用する以外に、学校施設開放等により種々の活動をされる地域の諸団体等に使用許可されることも多く、また相当以前から日程の調整をされているものと思われまます。

一方、公職選挙法では、選挙運動に関して種々の制限が加えられているところですが、その中で公営施設における個人演説会等の開催は、公職の候補者等にとって有効な選挙運動のひとつとなっております。

こうしたことから、法令の趣旨をご理解の上、何卒、学校施設の個人演説会の開催についてご配慮いただきますようお願い申し上げます。

問合せ先・・・TEL 228-7875 堺市選挙管理委員会事務局

3. 報告案件

(1) 第18回東区民まつり開催について【広報さかい5月号掲載予定】 (東区役所)

第18回東区民まつりを下記のとおり開催いたします。

ご多用のこととは存じますが、ぜひご来場賜りますようお願い申し上げます。

1. 開催日時 令和5年5月14日（日） 午前10時～午後3時

2. 開催場所 堺市立初芝体育館（堺市東区野尻町221-4 電話285-0006）

3. 内 容

○野球場

- ・校區模擬店・各種団体コーナー
- ・ティラノサウルスレース
- ・お楽しみ〇×クイズ大会等

○体育館

- ・防災クイズコーナー・交通安全クイズコーナー
- ・レゴブロックのワークショップ・スポーツスタッキングの体験
- ・体力測定コーナー・ぐるりお譲り会（物々交換ブース）
- ・フードドライブ等

○体育館駐車場

- ・消防、警察、自衛隊車両展示コーナー、子どもの制服着用体験

○通路

- ・献血啓発活動・肺がん検診等

問合先・・・Tel 287-8122 東区民まつり運営委員会事務局
（東区役所自治推進課内）